

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）についての一部を改正する通達について（1／3）

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）の一部改正について、2025年1月31日付で通達され2月1日から適用されます。その概要は以下のとおりです。

1. 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るために改正する。

2. 改正する規格

採用済みの基準をより新しい版のJISに置き換える22規格、及び新たにJISを採用する1規格の、合計23規格が改正されます。次の表に一覧を示します。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）	適用範囲に含まれる
J60335シリーズ				
1	J60335-2-36(2025)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 第2-36部：業務用電気レンジ、オープン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36:2024	電気天火、電気レンジ、電気こんろ等
2	J60335-2-37(2025)	第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37:2024	電気フライヤー
3	J60335-2-38(2025)	第2-38部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38:2024	ワッフルアイロン、電気ホットプレート
4	J60335-2-39(2025)	第2-39部：業務用多目的調理鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-39:2024	電気なべ
5	J60335-2-42(2025)	第2-42部：業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2024	電気天火、電気ロースター、電気蒸し器
6	J60335-2-47(2025)	第2-47部：業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2024	電気なべ
7	J60335-2-48(2025)	第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2024	電気トースター、その他の調理用電熱器具
8	J60335-2-49(2025)	第2-49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-49:2024	電気温蔵庫
9	J60335-2-50(2025)	第2-50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2024	電気湯せん器
10	J60335-2-64(2025)	第2-64部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2024	フードミキサー、コーヒーヒギ機、精米機等
J60669シリーズ				
11	J60669-2-1(2025)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ 第2-1部：電子制御装置の個別要求事項	JIS C 8281-2-1:2024	その他の点滅器、調光器
J60674シリーズ				
12	J60974-11(2025)	アーカ溶接装置 第11部：溶接棒ホルダ	JIS C 9300-11:2023	アーカ溶接機
13	J60974-12(2025)	第12部：溶接ケーブルジョイント	JIS C 9300-12:2023	
14	J60974-13(2025)	第13部：溶接クランプ	JIS C 9300-13:2023	
J61558シリーズ				
15	J61558-1(2025)	変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性 第1部：通則及び試験	JIS C 61558-1:2019 +追補1(2024)	個別規格との組み合わせによる
16	J61558-2-1(2025)	第2-1部：一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-1:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等
17	J61558-2-2(2025)	第2-2部：制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-2:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）についての一部を改正する通達について（2／3）

18	J61558-2-4(2025)	第2-4部：一般用の絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-4:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等
19	J61558-2-6(2025)	第2-6部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-6:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等
20	J61558-2-13 (2025)	第2-13部：一般用の単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-13:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等
21	J61558-2-14 (2025)	第2-14部：一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-14:2024	電圧調整器、直流電源装置
22	J61558-2-16 (2025)	第2-16部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及	JIS C 61558-2-16:2024	その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置等
J62619		産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム		
23	J62619(2025)	第2部：安全性要求事項	JIS C 8715-2:2024	リチウムイオン蓄電池

3. 猶予期間経過により削除する規格

過去の改正による猶予期間が経過した次の23規格は削除されます。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）
1	J60238(H27)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011 +追補1(2014)
2	J60245-4(H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー第4部：コード及び可とうケー	JIS C 3663-4:2007
3	J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-1部：ミシン用カプラ	JIS C 8283-2-1:2008
4	J60320-2-3(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-3部：IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラ	JIS C 8283-2-3:2008
5	J60335-2-13(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-13部：深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13:2006
6	J60335-2-15(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-15部：液体加熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-15:2004
7	J60335-2-17(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-17部：毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-17:2005
8	J60335-2-53(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-53部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53:2015
9	J60335-2-54(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2005
10	J60335-2-65(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-65部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65:2004
11	J60335-2-67(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67:2005
12	J60335-2-76(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76:2017
13	J60335-2-81(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81:2006
14	J60335-2-85(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85:2005
15	J60335-2-89(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-89:2005
16	J60335-2-98(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-98部：加湿器の個別要求事項	JIS C 9335-2-98:2006
17	J60502-1(H21)	定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品一定格電圧0.6/1kVのケーブル	JIS C 3667:2008

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（別表第十二）についての一部を改正する通達について（3／3）

18	J60670-31(H30)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第31部：合成樹脂製のボックス、エンクロージャ、そ	JIS C 8462-31:2017
19	J60745-2-5(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第2-5部：丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009
20	J60745-2-14(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第2-14部：かんなの個別要求事項	JIS C 9745-2-14:2009
21	J60884-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-5部：アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5:2007
22	J61558-1(2019)	変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組み合わせの安全性－第1部：通則及び試験	JIS C 61558-1:2019
23	J62133(H28)	ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性	JIS C 8712:2015

4. 猶予期間

今回改正された23規格のうち、次の2規格を除いた21規格については、改正から3年間（2028年1月31日まで）は、なお置き換える前のJISによることができます。

- J61558-1(2025)（追補採用のため、技術的影響が実質生じず猶予期間を設けない）
- J61558-2-14(2025)（新規採用のため、置き換える前のJISが存在しない）

詳細については、以下のWebサイトをご確認ください。

▼経済産業省 電気用品安全法のページ：

→ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t8>

▼（参考）パブリック・コメントの結果：

→ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595224042&Mode=1>

解釈改正に伴い、JETではS-JET認証の基準変更試験を隨時実施いたします。猶予期間終了間際になると試験申込が混み合うことがありますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。基準変更試験等についてのお問い合わせは、カスタマーサービスセンター（cs@jet.or.jp）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(一財) 電気安全環境研究所
電気製品安全センター
E-mail : center@jet.or.jp



一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES